⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。特定ＪＶとしての資格の認定を受けていないものについても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑸　本工事に特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することができない。経常ＪＶ、事業共同組合についても同様とする。

⑹　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

⑺　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任として配置できること。

⑻　単体及び特定ＪＶ、経常ＪＶ、事業共同組合の代表者及び構成員は、確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』）という。』に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑼　提出された技術提案に関する提案内容が、発注者の設定している制約条件を遵守していること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成26年１月１日から平成27年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「橋梁上部工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

１）橋梁上部工及び橋梁下部工における現場打ちコンクリートの品質確保に関する具体的な方策

２）合理的な施工方法

３）江川ダム貯水池の水質保全対策

⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、提案制限数及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は以下のとおりとする。
価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）
（小数点以下第４位を四捨五入）

②　技術点の算定は、上記⑴の１）から３）の各評価項目について評価して得られた点数を合計して算定する。（最大30点）

⑷　技術提案の方法　技術提案は、入札説明書及び見積りに必要な歩掛見積参考資料、図面及び仕様書等に基づき作成するものとする。

⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　技術提案の履行の確保　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。受注者の責めにより、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は（技術提案「橋梁上部工及び橋梁下部工における現場打ちコンクリートの品質確保に関する具体的な方策」、「合理的な施工方法」、「江川ダム貯水池の水質保全対策」の各項目について最大５点）最大15点とする。さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　藤好（ふじよし）（内線2254）電話048―600―6534（直通）　ＦＡＸ048―600―6588　10時～17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時を除く。）

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　平成28年７月５日（火）から平成28年７月25日（月）17時まで

②　交付方法　別途指定するホームページからのダウンロードによる。なお、ホームページのアドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　平成28年７月５日（火）から平成28年７月25日（月）17時まで。但し、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴に同じ。

⑷　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　入札参加者は、入札保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）入札保証金の納付等に係る書類等の提出期間等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　平成28年８月12日（金）から平成28年８月22日（月）17時までに⑴に到着した入札保証金の納付等に係る書類等に限り有効とする。但し、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。但し、開札の日時に立会いのうえ提出する場合は⑸⑤の開札場所とする。

３）契約保証金　受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債権の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑸　入札書の提出方法等及び開札執行日時等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。